

損害賠償及び和解に関する件

平成28年(2016年)9月21日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

石狩市花川在住者

2 事故の概要

(1) 平成28年3月3日、札幌市北区新琴似2条11丁目9番先の交差点において、環境局の<sup>じんがい</sup>塵芥車が右折しようとして交差点に進入したところ、左方向から直進してきた相手方が運転する自動車と接触した。

(2) これにより、相手方の所有する自動車が破損するとともに、相手方は、右手関節捻挫、頸椎捻挫及び右足関節捻挫の傷害を負い、約3か月間通院した。

3 損害賠償の額

(1) 物損分

768,697円

(2) 人損分

279,467円

(3) 合計額

1,048,164円

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。